

京都市交通局企業職員旅費支給規程の一部を改正する規程を公布する。

令和2年3月31日

京都市公営企業管理者  
交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第22号

京都市交通局企業職員旅費支給規程の一部を改正する規程

京都市交通局企業職員旅費支給規程の一部を次のように改正する。

第3条中「，日当」を削る。

第9条中「公務上の必要または天災その他やむを得ない理由により」を「管理者が」に改める。

第10条の3及び第11条を削る。

第12条第1項本文中「宿泊料は，」の右に「宿泊地の属する地方の区分及び」を加え，同項ただし書中「第12条の4」を「第11条の4」に改め，同条第2項中「または」を「又は」に改め，同条を第11条とする。

第12条の2を第11条の2とし，第12条の3を第11条の3とする。

第12条の4中「第12条第1項」を「第11条第1項」に改め，同条を第11条の4とする。

第13条中「または」を「又は」に改め，同条を第12条とする。

第14条を第13条とする。

第15条中「または」を「又は」に改め，同条を第14条とする。

第16条を第15条とする。

第17条中「この規程」の右に「の」を加え，同条を第16条とする。

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

宿泊料（1日につき）	
甲地方	乙地方
13,100円	11,400円

備考 「甲地方」及び「乙地方」とは，それぞれ国家公務員等の旅費に関する法律別表第

1 1備考に規定する甲地方及び乙地方という。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)